

愛媛県と松山地方気象台は共同して

新しい『土砂災害警戒情報』を6月1日(金)から発表します。

土砂災害警戒情報とは

- 大雨警報の発表後、大雨による土砂災害の恐れがある時に発表される土砂災害に関する情報です。
- テレビやラジオ、県及び気象庁ホームページを通じてみなさんにお知らせします。
- また、県ホームページでは、5kmメッシュの詳細な危険度情報を公開する予定です。

土砂災害警戒情報の活用方法は

- 土砂災害から自らの安全を確保するため、「早めの避難」を判断する目安として活用してください。
注：土砂災害警戒情報、避難勧告等が出ていなくても早めの避難を心がけてください。

「えひめの砂防」ホームページ

「愛媛県ホームページ」⇒「土木・建築」⇒「えひめの砂防」

<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/070sabo/00005743041124/index.htm>

気象庁ホームページ

「気象庁ホームページ」⇒「防災気象情報」⇒「土砂災害警戒情報」

<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>

- 問合せ先 愛媛県土木部河川港湾局砂防課 TEL 089-912-2700
松山地方気象台防災業務課 TEL 089-933-3610

6月は「環境月間」

ゴミの不法投棄は しない・させない・許さない

不法投棄は犯罪です。罪は非常に重く、5年以上の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。

写真は、がけ下に不法投棄されたゴミです。こうした行為が自然界に与える影響は非常に大きく、景観を損なうのはもちろんのこと、投棄されたゴミの種類によっては、土壌や地下水が汚染されることも十分考えられます。もし、不法投棄を発見した場合は、投棄者と直接接せず、情報（日時、場所、性別、投棄物の種類・量、車の車種・ナンバーなど）を記録して、上島町各総合支所の環境衛生担当課までご連絡ください。

6月は「環境月間」です。美しい景観や豊かな自然環境を次世代の子供たちに引き継ぐためにも、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。



遊休農地（耕作放棄地） 再生に向けて！

上島町では、農業の振興を図るため、遊休農地を再整備し新たに耕作する事業者に対し、補助金を交付します。

対象経費、補助率及び限度額は、次のとおりです。

【対象となる経費】

- 遊休農地の再生のため重機等を使用する経費
- 対象農地は3アール（畝）以上の一団の農地
- 申請者は、上島町に住所を有する者

【補助率及び補助限度額】

- 経費の1/2以内
- 遊休農地10アール（反）当たり6万円を限度

遊休農地の整備は申請後に行ってください。許可後でなければ補助の対象となりません。

申請については、上島町各総合支所担当課へお問合せください。

- 岩城総合支所産業振興課 TEL 75-2500
- 弓削総合支所産業建設課 TEL 77-2500
- 生名総合支所産業建設課 TEL 76-3000
- 魚島総合支所産業建設課 TEL 78-0011